

特許微生物寄託等業務委託事業費

令和3年度概算要求額 1.3億円（1.3億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 微生物に係る特許発明の再現性を担保するため、出願人は容易に入手することのできない微生物を寄託機関に寄託しなければなりません。本事業は、ブダペスト条約上の国際寄託当局である独立行政法人製品評価技術基盤機構に、円滑かつ継続的に寄託機関としての業務を実施させることを目的としています。
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構が、特許出願に係る微生物について、①微生物の受託、②保管、③分譲、④生存試験、⑤証明書の発行、を行うとともに、寄託事業の遂行に必要な技術の研究開発を行います。

成果目標

- 本事業は、ブダペスト条約を履行するために、寄託された微生物の安定的な保管等を行うものであって、微生物に係る特許発明の再現性を担保するため、平成15年度以前に国際寄託され、保管されている微生物約5,300株に対し、条約上の国際寄託当局である独立行政法人製品評価技術基盤機構に30年間保管する等の業務を実施させるものです。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

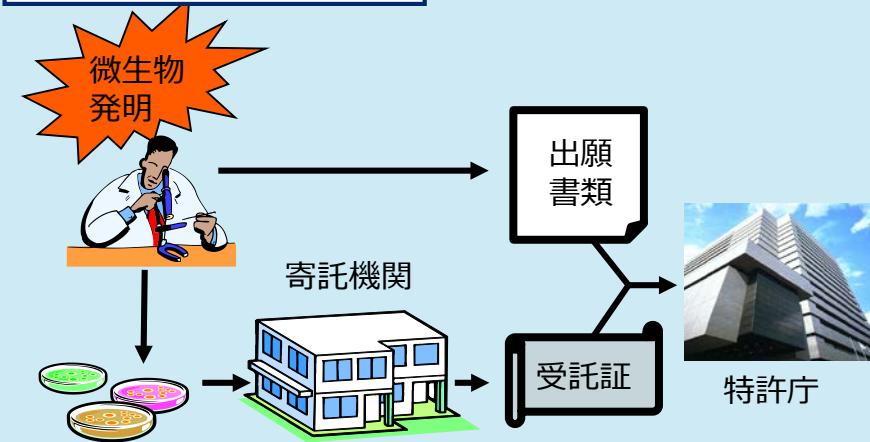
国

委託

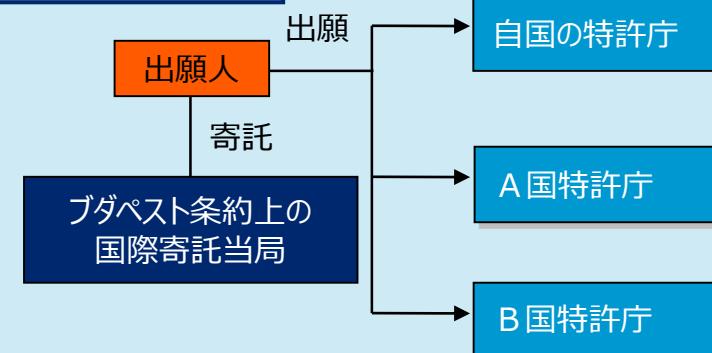
独立行政法人
製品評価技術基盤機構

事業イメージ

特許微生物寄託制度の概要



国際寄託制度の概要



国際寄託当局に寄託した場合、当該寄託はブダペスト条約の締約国すべてにおいて有効であり、一つの国際寄託に基づいて複数国への出願が可能です。